

定期試験受験者心得

公共政策大学院では、下記の受験者心得が定められています。よく読んで遵守してください。

1. 受験者は、試験開始の定刻5分前までに試験場に入場しなければならない。
2. 受験者は、試験場で、監督者が指示するところに着席しなければならない。
3. 受験者は、着席後、学生証を机上の監督者が見やすい場所に置かなければならない。
4. 答案用紙は、本大学院所定のものを使用しなければならない。ただし、授業担当教員が指示した場合は、それに従う。
5. 受験者は、持ち込みを許可されたもの以外の書籍・ノートの類を机上に置いてはならない。
6. 授業担当教員があらかじめ指示した場合には、答案の作成にペン又は万年筆を使用しなければならない。
7. 受験者は、試験開始定刻後30分を経過するまでは、退場することができない。試験開始定刻後は、遅刻者の入場は認めない。ただし、特別の事情により遅刻した者については、定刻後30分以内までに限り、その入場を認めることがある。
8. 受験者は、入室後又は試験中、監督者の許可を得ないで、試験場外に出てはならない。
9. 試験終了の合図によって、直ちに筆を擱いて、答案を指定の箇所に提出しなければならない。なお、答案に、氏名、学生証番号がないときは、その答案は無効となる。
10. 試験場内においては、すべて監督者の指示に従わなければならない。
11. 試験は公正に行われるべきであり、不正な行為は厳に慎まなければならない。このことは受験者の守るべき規律として当然のことであるが、本大学院の試験に際してはこの点特に注意されたい。六法や条約集など書籍の持ち込みを許可された場合も、授業担当教員が特に認める場合でなければ、書き込みのあるものの持ち込みは不正行為である。